資料１－３

令和７年度

赤坂地区高齢者相談センター
事　業　報　告
（港区立北青山地域包括支援センター）
社会福祉法人　東京聖労院

１．高齢者相談センターの設置目的

２．運営方針

３．基本方針

（１）包括的支援事業

ア　介護予防ケアマネジメント

イ　総合相談

ウ　権利擁護

エ　包括的・継続的ケアマネジメント

（２）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

（３）指定介護予防支援事業

（４）その他の事業

ア　地域の区民を対象とした事業

イ　ケアマネジャー支援事業

ウ　自立支援住宅改修の調査等に関する事業

エ　昇降機設置の調査等に関する事業

オ　「家事援助サービス」「配食サービス」「緊急通報システム」
　　申請書受付に関する業務

カ　港区特別養護老人ホーム入所申込書実態調査事業

キ　認知症高齢者介護家族支援

ク　緊急一時介護人派遣

その他港区が実施する高齢者福祉サービス事業について申請・受付・訪問調査を行う

（５）個人の資質向上

（６）個人情報保護

（７）苦情対応

（８）法人運営

４．年間事業一覧

５．報告すべき会議一覧

６．研修一覧

７．会議スケジュール表

８．職員構成・職員の履歴及び資格に係る事項

令和７年度　赤坂地区高齢者相談センター事業報告

１．高齢者相談センターの設置目的

高齢者相談センター（地域包括支援センター）は地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目標として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。（介護保険法　平成９年法律第１２３号　第１１５条の４６第１項）

２．運営方針

１．東京聖労院は、規則・法令を遵守し、安全・確実・迅速に対応します。
２．東京聖労院は、地域に根ざし、地域に信頼され、地域に支援される施設づくりを行います。
３．東京聖労院は、職員を「人財」として尊重し、職員満足（ES）の向上に取り組みます。
４．東京聖労院は、ご利用者の満足（CS）を我々の喜びとし、ご利用者が安心し、ご利用者に信頼される福祉サービスを提供します。
５．東京聖労院は、行政及び関連企業等と双方の発展を目的としたパートナーシップを大切にし、公平・誠実な関係を築きます。

３．基本方針＜月例報告より＞

（１）包括的支援事業

ア．介護予防ケアマネジメント

添付資料「年間事業一覧」を参照

イ．総合相談

総合相談件数：16,215件　緊急対応ケース：8件

ウ．権利擁護

虐待通報：15件　　継続ケース：12件
会議への参加：添付資料「報告すべき会議一覧」参照

エ．包括的・継続的ケアマネジメント

サービス担当者会議参加：5回

（２）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

医療介護連携事例：添付資料「報告すべき会議一覧」参照

（３）指定介護予防支援事業（総合事業も含む）

年間給付数：2,624件（延件数）

（４）その他の事業

ア．地域の区民を対象とした事業

添付資料「年間事業一覧」を参照

イ．ケアマネジャー支援事業

添付資料「年間事業一覧」を参照

ウ．自立支援住宅改修の調査等に関する事業
アセスメントの為の訪問、コーディネーターとの調整を行う：1件
エ．昇降機設置の調査等に関する事業
アセスメントの為の訪問、コーディネーターとの調整を行う：0件
オ．「家事援助サービス」「配食サービス」「緊急通報システム」申請書受付に関する業務
制度利用の希望を受けて、適切に対応した。
カ．港区特別養護老人ホーム入所申込書実態調査事業
訪問し二次入所基準に基づき調査、判定を行う：123件
キ．認知症高齢者介護家族支援
面談時の同席：0件
ク．緊急一時介護人派遣
アセスメントの為の訪問：0件
その他港区が実施する高齢者福祉サービス事業について申請・受付・訪問調査を行う。
（５）個人の資質向上
「研修一覧」参照
（６）個人情報保護
計画通り遂行
（７）苦情対応
受理件数：0件（うち相談センターへの苦情：0件）
（８）法人運営
東京聖労院は、「その時代の社会福祉の課題」に「無私無欲」「先駆性」「開拓性」の教えで果敢に取り組み、その成果を以て公の利益に資するものとして存在します。職員の日常の働きと法人をお支えいただいている役員、地域の方々、行政などと力を合わせ、利用者やご家族、地域、社会のために働き、利用者やご家族、地域、社会から必要とされる法人として事業を進めて行きます。
４．年間事業一覧
５．報告すべき会議一覧
６．研修一覧
７．会議スケジュール表
８．職員構成・職員の履歴及び資格に係る事項